

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

前回9月議会欠席させて頂きました。

改めて12月議会、私達町議会も、またある意味町長も来年町長選挙です。再来年町議選挙。今まさしく江差、先ほどの論議ありました色々な夢もかたる必要もありますし、また一方で、人口減少、高齢化、その中で私達の暮らし、町づくり、どうしていったらいいか。その観点で4つ質問を組み立てました。

まず第1点目であります。

生活排水、公共下水。これはこの間、折に触れて取り上げてまいりました。

それで私、この問題取り上げてきた大きな理由は、人口減少の中で、当時この公共下水、もう30年前、基本計画を作った時に人口が1万6千、ごめんなさい、1万2千の時に作った計画です。

で、その当時、2010年の人口を1万4千と見ておりました。

今、その半分になろうとしております。

下水道の計画区域、下水道の計画区域外、内と外含めて全体的にもう、抜本的な見直しが必要であると改めて今回整理してお聞きしたいと思います。

それでまず最初に、今進められている計画のことなんですが、今後の課題もありますけれども、今日の前にある事業、江差中学校の向かえ、円山のところで、どうしても町民の皆さんの目に目立ちます。

私も何人かからこの事について聞かれました。

色々な問題点も提起してきましたが、改めて①でお聞きしたいと思います。

現在、当初の計画を一時休止して、今の照井町長になってから再開いたしました。5年前、2016年ですか。

で、再開した、完成したところも含めて今どうなっているかを少し全体的に明らかにしてほしいと思います。

例えば、今進めているところも含めて、20年前とか、その前はともかくですよ。もう高齢化が進んでおります。

改めて接続するかしないか、そういう意向調査を行なってそれで工事を再開したということなのか。

それから、結果的に再開した後、順次完成した地域があります。

そこが、実際に我が家と管渠を繋いだのか。

地域には公的な施設があります。

ですからそれらを除いて、いわゆる民間の方々が結果的にどうしたのか。現状をきち

んと教えて頂きたい。

それがまず一つです。

それから二つ目。

これも非常に気になっていることがあります。

この間、決算等で担当課長から話がありましたが、公共下水の完成したところ、そのところでも、例えば古い町営住宅は繋がらないんだと。下水の公共地域の、下水が、管渠が完成してもそれぞれの町営住宅、個々の町営住宅、古いからということでそこは水洗化しないんだと。義務免というんでしょうか、あると。

それでここ少し、私も間違っているかもしれませんが、下水道法10条1項という部分があるんです。

いずれにしても、何らかな理由でそういうところを免除していると思うんです。

江差町の今にとっては大変深刻な課題なんです、そういう古いところ抱えたところは免除する。きちんとした根拠、要綱あるのか。これが現状の私の、今はっきりさせたいところであります。

それで、この点で三つ目。

結果的に冒頭申し上げましたが、当初の計画からみて、もう人口が増えるのではなくて減っている。高齢化が進んでいる。もう当たり前。

今、全国でも公共下水計画の見直しを進めてきております。

国も何年前になるんですかね、もう5、6年前に国も各市町村に対して、人口減少に見合った計画で見直ししなさいということを言ってきております。

それで改めて、それは結果的に、合併処理浄化槽、地域を全部太い管で結ぶのではなくて、必要な個々の住宅に合併処理浄化槽に切り替えると。これが国でも言っているんです。

で、それは財政的にも結果的には町の持ち出し等も含めて軽減できるということが大きな理由になっております。

私は1問目、2問目で現状の問題点をしっかりと踏まえて、抜本的な見直しを、今こそ町長は英断をもってやるべきだと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

大きな一つ目の最後、二つ目ですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、公共下水を計画するというその地域、都市計画区域といいますか、町場、それを外れたところ、北部等、尾山とかというところもそうでしょうが、その区域については、合併処理浄化槽を進めていくということについて、改めて私、町長に質したいと思うんです。

それでここに二つおきましたが、まず現状です。

結果的に公共下水処理をするという計画区域、その外、北部地域と言いますか、それはどうなっているのか。

当初、単独浄化槽というところも多かったかなと思います。それは今単独浄化槽は使

えないから、合併処理浄化槽にどこまでいってるのか。新しい家はほぼ合併処理浄化槽になっているのかな。

いずれにしても、少しリアルに現状をお聞きしたい。

過去5年間くらいで構いませんが、例えば新築の民間住宅で合併処理浄化槽の設置どうなっているのか。少し現状をお聞きしたいなと思います。

で、そのうえでですが、先ほど言いましたが、ほぼ30年前に作った江差町の公共下水の基本計画。

で、その時には、公共下水をやりましょうという区域は、町場ですね。それを外れた北部等、地域については、その時の言葉としては、他の散在、住宅が少し散在しているという言い方で書いておりますが、他の散在住居等については合併処理浄化槽設置整備事業で整備すると。つまり、公共下水をやるところ、やらないところを含めて、トータルとして江差町の排水、生活排水対策をやっていきますと、当たり前の話です。

これ最終的に海を汚さない。環境を守っていくということでは、どういう方法でやるか、公共下水でやるか、合併浄化槽でやるか。

30年前から江差町は合併処理浄化槽と書いてあるんです。単独浄化槽ではなくて。し尿も台所もお風呂もおしなべて生活排水は全部合併処理浄化槽で、北部地域などは事業を進めていくんだと。

そう言って、実際にやってきたのは、町場の公共下水区域のところだけです。

まったく住んでいるところでこれだけの差がある。こんなこと、私は許されないなと思っております。

いずれにしても海河川の環境を守っていく。そのためにも私は江差町として、トータルとしての改善をすすめていくんですけれども、北部の問題についても、町長の見解を求めるものであります。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員のご質問にお答えいたします。

公共下水道の現状でございますが、議員ご承知の通り、公共下水道の計画区域といたしましては市街地を中心に270ヘクタールとなっており、その内、事業認可区域につきましては130ヘクタールとなっております。

現在の進捗状況でございますが、認可区域の概ね80%程度の管渠の整備が完了している状況でございます。

まず1点目の、事業再開後の当該地域における接続意向調査でございますが、個別の意向調査は実施していませんが、一昨年度実施いたしました南浜地区や現在、管渠整備

工事を実施しております円山地区につきましては、道職員住宅が建設されておりますことから、檜山振興局へは事前に公共下水道への接続について協議を行い事業実施しているところあり、南浜地区の道職員住宅につきましては、令和元年度に接続が完了しているところでございます。

また、工事完成後、接続が可能となりました対象世帯につきましては、公共下水道への接続が可能となった旨のチラシ配布を行い、奨励金制度や融資の斡旋などについても周知をしてきたところでございます。

事業再開後の公的な施設を除いての接続率でございますが、対象住宅35戸中、5戸の新規接続があり、接続率は14.3%となっている現状です。

次に2点目、水洗化義務の免除についてでございます。

議員ご案内のとおり、下水道法におきましては、第11条の3第1項で公示された水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗化をするための改造をしなければならないと規定されている一方、同条第3項のただし書きにおきましては免除規定も定められているところでございます。

また、具体的根拠規定についてございますが、市町村によりましては下水道法に定めるほかに、排水設備設置義務免除事務取扱要綱により具体的内容を定めているところもございまして、免除を受けようとする場合の要件や手続きなどに関する事項を規定してございますが、当町におきましては要綱等を定めておりませんで、相談があった場合、個別に判断することとしておりますので、下水道法の規定により免除している世帯やこれから考えているという世帯については把握しきれていないというものでございます。

次に3点目の、公共下水道計画の見直しにかかるご質問でございます。

冒頭で申し上げましたとおり現在、公共下水道の認可区域については概ね80%程度整備が完了してまいりまして、議員ご指摘のとおり、今後、認可区域や計画区域の見直しなどが必要となってまいります。

平成26年1月には国土交通省より都道府県に対しまして、持続的な汚水処理システム構築に向けた構想策定マニュアルが示され、これを受けまして北海道では平成31年3月に下水道構想の策定が完了し各市町村に示されたところでございます。

この構想におきましては地域特性や住民意向の把握、あるいは人口減少などの社会情勢の変化を考慮した上で、区域の設定や整備手法を検討するとされているところでございます。

見直しにあたりましては、これらの構想を念頭に検討していかなければならないものと考えていますし、議員からご提案のあった区域の縮小や合併処理浄化槽への切り替えと助成制度につきましても、しっかりとした議論が必要であると認識していますのでご理解願えればと思います。

次に、公共下水計画外の地域は合併処理浄化槽の支援策をすぐにとのご質問でございます。

まず、公共下水計画外地域世帯の合併処理浄化槽、単独浄化槽、それ以外の割合についてでございますが、個人住宅においての設置といたしましては、合併処理浄化槽が19%、単独浄化槽が3%、残り78%が汲み取り式となっております。

過去5年間の新規民間住宅の合併処理浄化槽設置割合についてでございますが、計画区域外において新築の14件中12件、率にして86%が合併処理浄化槽を設置しております。

議員ご指摘のとおり、公共下水計画区域外における合併処理浄化槽の設置にかかる町としての支援策は現在ございませんが、下水道事業の見直しも含め、支援策の在り方については、議員ご指摘の内容を踏まえ、協議、検討を加速させてまいりたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

深刻な状況が分かりました。

再開してから結果的には、道職員住宅のためにやったのかと言いたくなるくらいの結果ではなかったんでしょうか。

結果的には江差町の持ち出しが、膨大な金額になってくると。

町長、今後の対応について話されたので、そこは、問題点はしっかりと把握してるんだなと思います。

ちょっとついでに言うと、その義務免に、義務免と言っていいのか。除外してもいいよというのはあまりにも、言葉を厳しく言いますと、あまりにもずさんな対応。

これ本当にはっきりしないと、どこでどうなってるのと。除くところですね。

ですから、そういう問題点も含めて、結局見直しを急がなかったらならないという課題が、今少し出してもらった中でも明確になったと思います。

それで、これ質問しても多分担当課長がきつというのかもしれませんが、この見直し、見直し見直しと言ってました。

認可区域を仮に縮小するにしても、いろんな手立て取る時に、国、道との調整、最終的には補助金等も含めれば、声出してから検討して調べてあれしてこれしてだけでも何年かかるんでしょうかね。

とにかく、今町長、少なくとも言葉としては慎重な言葉を言ってましたが、見直ししなければならぬと。それから、計画外の地域も含めてしっかりと合併処理浄化槽の位置付けもやっていかなければならないという答弁だと、私は受け止めました。

だとすると、ダラダラと年月を経つということは何、もうならない。

合併処理浄化槽、もし補助事業入れば、合併処理浄化槽、人槽にもよるんですけど

も、100万とか。で、補助事業でそれ入れば、それぞれ個人宅ですよ。40万、50万、まあ上限ありますから、それだけの本当は補助金受けれたのが、先ほどの答弁ですと、新築住宅だけで14世帯の内、12軒が合併処理浄化槽付けてるけど、なんらそういう恩恵を被らなかったということなんですよ。

だから、厚沢部に家を建てる。他所に出ていくということも一つとして、私は出てくるかと思うんです。

ですから、見直しについて改めて、早急にと言いますか、先ほど最後の方に早急にと話でしたか。改めて手続き手順を含めて、いつからそういうことを見直しに入るのかということも含めて、少し、課長、展望でも答えて下さい。

(議長)

誰だ。

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

小野寺議員からのご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの町長答弁にもございました通り、認可区域につきましては80パーセント程度が整備を完了している状況でございます。

私どもと致しましてもですね、今後の下水道整備の方向性をどうするのか。合わせて認可区域外あるいは計画区域外についてもですね、もう判断しなければならない時期に来ていると認識しているところでございます。

具体的な見直しにあたりましては、議員からございました通り、おそらく国、道への手続きにですね、それなりの時間も要するものと考えてございます。

道内の市町村におきましても、既に見直しの取り組みをですね、行っている自治体もあるようでございますので、今後そういった先進事例なんかもですね、参考にしながら、また、北海道の下水道構想等も十分に踏まえまして、具体的な見直しの手法等、スピード感を持ってですね、対応してまいりたいと考えてございますので、理解を願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

是非、よろしく申し上げます。

それから二つ目。

水道料金のことを少し取り上げさせてもらいたいと思いました。

この間、新聞テレビでしょうか、水道料金の引き下げの検討をしている自治体だとか、道南にも、南の方の自治体だとかですね、北海道で何か所か新聞テレビで、その時どうしても江差町の名前出たとか、そういうこともあったんだろうという気がしておりますが、何人かから水道料金の話も受けました。

今年の6月議会でしたか、飯田議員からもあの時は水道料金だけではなくて、介護保険料、この二つの点について取り上げておりましたが、私も今の住民、特に高齢者、一人暮らしの世帯等、本当に日々の生活大変な状況になっていると思います。

もちろん、水道料金だけじゃない、介護保険料だけじゃない。全般的に負担というのがありますが、ここ江差町の議会であります。

なかなか国の制度で、引き下げ等の話するにもゆるくない部分も沢山ありますが、水道料金に関しては、私は政治的な決断でも十分に対応が可能ではないか。そういう背景もあって、意味合いもあって、取り上げるものであります。

それで、改めて今の実態をちょっと報告して頂ければなと思ったんですが、高い高いといってもどういうことなのかと。

要因的な事は先ほど言いました6月議会で飯田議員の質問でかなり詳しく答弁をされてりましたが、それでよく高い高いという時に、水道料の使う量によって、その刻みによってちょっと違うんですね。

ですから5トンで分けたりだとか、10トン、20トン、色々分け方あるんですが、どこで見るかというのもあるんですけども、その点で一定の分かりやすい水道の使った量によって、全国的に、全道的にどうなっているのか、改めて教えてほしいなど、現状を聞かせてもらいたいなと思います。

それで、二つ目として、結果的になんらかな形で、私は今、毎日毎日生活するのにお店屋さんで物を買うにも10円20円30円、それを、財布を見ながら生活している人たちに少しでも町として、負担の是正をするという点で、例えばですが、水道料、単身高齢者といったら本当に水道料、水道使うの少ない。

ですので、そういう少ないところをちょっと私、できないかなという意味で質問させていただきますが、例えば、基本料金5トン、今江差町は1,917円です。

それからそれを超えて15トンまでの超過料金が275円と、そういう江差町として制度設計されておりますが、そういう部分を例えば基本料金の引き下げだとか、そういうようなことも含めて負担の軽減ということを出せないのか。

私改めて町長としての決断で町民の皆さんに少しでも負担感を軽減するということを求めたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、水道料金についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご案内のとおり、江差町では恒常的な取水量不足の解消のため、平成元年度に上ノ国ダム事業へ参画をし、安定した水源を確保するとともに、併せましてダムからの導水管の整備や砂川浄水場の建設など、これら一連の施設を整備いたしました。その財政負担が料金を押し上げている大きな要因となっています。

水道使用量別の水道料金に対する全国、あるいは全道の市町村との比較についてでございますが、現在公表されているデータにつきましては、令和元年度のものでございまして、また、使用水量の分類につきましても10トン、15トン、20トンとなっています。

それぞれの使用水量での料金設定の順番でございますが、まず10トンでは全国において高い方から14番目、全道においては6番目。15トンでは全国において9番目、全道においては5番目。20トンでは、全国においては3番目、全道においても3番目となっています。

議員ご指摘の基本料金、超過料金などの引き下げでございますが、6月定例会の一般質問で答弁いたしました。高料金対策といたしまして、毎年度一般会計からの繰入を行っているところでございまして、昨年度につきましては1億5千6百万円の繰入を行っております。

本来的に公営企業会計につきましては独立採算が原則でございますが、経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、いわば例外的な措置として繰り出しをしているところでございます。

また、現在、計画的に行っております老朽管の更新や各種施設維持管理、あるいは今後の給水人口の減少などを鑑みますと、料金の引き下げにつきましては難しいものと考えています。

しかしながら、町ではこれまでも水道ビジョンや再構築計画に基づきまして、平成27年度には高区浄水場の休止をし、また今年度につきましては、五厘沢浄水場の休止に向けての計装設備の整備を行うなど、管理施設の集約化とより一層の効率化に努めています。

また、上ノ国ダム建設関連にかかります起債の償還につきましては、令和13年度までとなっており、償還につきましても令和4年までをピークに、令和5年以降は徐々にではございますが減少に向かっていきます。

町といたしましては、今後も決して楽観視はできないものの、複眼的視点を持ちながら料金の大きな引き上げに繋がらないよう、引き続き効率的な水道事業の運営に努めて参りたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

(議長)



はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

今の答弁は、さきほどもちょっと言いましたが、6月議会の飯田議員に対する答弁とほぼ変わらないと。

ただ、私やはりどうしても言いたいのは、例えば引き下げのために町から持ち出しするという事について、例外規定だと言いました。

もちろん法的に位置付けすれば例外かもしれませんが、しかしその例外という中で、結構市町村それを出して、一定程度引き下げといたしますか、上がらないというか、持ち出ししてるといふ事例もあります。

ですから別に江差町だけが特別もうこれ以上できないという事ではなくて、いかに町民のために、私は考えるかだろうと思うんですが、これは押し問答になっちゃうと思いますので、これは課長になるんでしょうか。

例えば、例えばでいいです。

基本料金先ほど言いました。1,917円を仮にですよ、1,500円まで下げると。だから417円下げるとしたら、1年間で今の対象者からいって、結局少ない量、限られてる、限られてるといふか、そんなにいないはずですからね。

例えばそこを頑張って下げるとすれば、年間どれくらいの予算になるのか、ちょっと教えて頂ければなと思います。

(議長)

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

ただ今小野寺議員の方から、13ミリ口径のですね、減免料金の基本料金の1,917円の引き下げについてのご質問でございますけども、仮に基本料金を1,500円に引き下げた場合、対象世帯が約720世帯ございますので、年間にしますと概ね360万円程度となるものでございます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あとは私、町長、政治判断だと思うんです。

もちろんそれによって、江差町民のもれなく公費負担が是正されるということは決して言えないし、そうはならないとは分かりますが。

せめて、この部分だけでもという政治のメッセージということも含めて、私は先ほど夢の話がありましたが、これも高齢者に対する夢の一つだろうと思うんです。

是非、これは再質問ではなくて、再々質問ではなくて、是非、改めて検討してほしいということで、次の質問に移ります。

3問目。

実は町長、これも大変恐縮ですが、2年前の12月議会、ちょうどこの議会に取り上げました。

それで、この2年間、色んな町民の方と話した時に、いかに難聴と申しますか、聴覚障害と申しますか、の話が沢山あるということが改めてこの2年と申しますか、半年でもいいでしょう、ありました。

私、特に高齢者の方と話す時に、耳どう聞こえるとかですね、買い物どうしてるのとか、あとそうですね、病院に行くときどうやって行ってるのとかって、これくらい、三つくらい話せばですね、ほとんどその方の生活状況が分かるという位、この耳の聞こえということについてもその方々、当事者にとっては大変な生活の実態なんだなということもあって、改めて取り上げます。

まず、その内の一つ。1番目。

この間私、話したとしても、実際にどうなのかという事がよくわからないんですよ。役場に聞いても。皆さんの方に聞いてもですね。

それで改めてこの場でちょっとお聞きしますけれども、前回のちょっと整理しましたが、法律の対応、今、障がい者総合支援法といういい方してますが、法律改正してですね、その法律で支給対象になる部分、それ以外の部分と大きく二つ分けなきゃなんないと思うんですが、まず、その法律の、手帳をもらって補聴器が支給されているという、その使用状況をどういうふう把握されているのか。ただ単に数だけじゃなくて、こうですようとかってというのがちゃんと把握されているのかどうか。

それから、二つ目の、法律の手帳をもらって支給ということにならない人。それでも江差で、日本の場合は敷居が高いものですから、いわば中度、大変それだって聞こえない範疇なんですけど、それは法律の範疇にならないということで、困っている人は多いんですが、その法律に該当しない。いわば年を重ねると耳が聞こえづらい、加齢性難聴とか色々いっておりますが。

江差町でどれだけいるのか。法律に基づいた調査というのはないので、これはなかなか聞かれる方もちょっとゆるくない質問だったかもしれませんが、可能な限り、この前、2年前に出しましたのでね、同じようなことを。この間何か調査をしてるのかということも含めて、生活の困難性はどうかだとか、それから法律に基づかないで買いますからね、大変な料金ですよ。ええ。で、その使うのもなんかちょっとね、怪しげな業者から買ったりとか、新聞見て買ったとか、テレビ見て買ったとか。そうすると色々なメンテナンスと申しますか、フォロー、まあトラブルが起きていますが、そういうと

ころをどこまで把握しているのか。

まず大きい一つ目でお聞きしたいと思います。

それから二つ目。

これも前回聞きましたので、なるべく端的にお聞きしますが、あまりにも高い。ですから、国から支給されたとしても限度額を超えるものは自分でお金を出さなければならぬし、法律の対象外の人にはまるまる出さなきゃならないんです。大変な金額です。安くて5万6万、高かったら本当に大変な金額になりますね。

それで、毎日聞こえないという状況の中で、国がこういう法律外の、支給支援をしないとしても、独自でやるべきではないか。これは2年前お聞きしました。

町長は早急な制度構築は困難という回答でしたが、その後の全国的に自治体独自で支援してるといふところが出てきております。

私改めて、町長が前回の選挙、前回と言いますか、今の町長の時の二期目の町長の政策と申しますか、公約と申しますか、不幸ゼロを掲げておりました。

私是非この不幸ゼロの中に、加齢による難聴の生活困難者ゼロ、これを加えて頂きたいと思うんです。

改めて、江差町としての支援についてお聞きしたいと思います。

それでこの点で最後です。

ちょっと聞きなれない言葉だと思うんですが、ヒアリンググループというのがあります。

補聴器を付けてると、例えば大きな集会場、会館、まあ文化会館とかですね、そういうところに補聴器を付けた方が行ったら、周囲の雑音等で非常に聞き取りにくいということで、このヒアリンググループという磁気で音をとるやつなんです、直接マイクを通した音が補聴器で聞こえると、そういうのがあります。

ですから、今、なかなか少ないんですけども、函館でも私調べただけでも五つか六つの公共施設で、このヒアリンググループというのが設置されております。

是非、今コロナの関係でなかなか施設、文化会館等でそういう講師の話の聞くとか、一定の集会というのがなかなか少ないかもしれませんが、これからコロナが終息して、そういう部分になった時に、是非町民の中でちょっと耳がねえ、補聴器あるけど大変だという方にも安心して文化会館等を使えるように、このヒアリンググループの設置の検討をして頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

午後1時まで休憩します。

答弁から入ります。

休憩 11:58

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

町長答弁から。

町長。

「町長」

小野寺議員の難聴者支援についてのご質問にお答えいたします。

始めに、現状把握でございますが、支援法における支給、いわゆる障害福祉サービスの補装具支給による補聴器支給者は、現在11人でございまして、耳と補聴器の装着感などを調整するフィッティングサービスや、補聴器購入後に調整するアフターケアがあり、若干の調整作業などはあるようですが、概ね順調に利用されていると伺っております。

次に加齢性難聴者の生活の困難性や使用実態などについてのご質問でございますが、個別具体的な調査をしておりませんので、補聴器の購入実態や加齢性難聴者の数の把握はしていません。

なお、障害福祉サービスの補装具支給及び加齢性難聴により、補聴器を販売している業者さんからは、コロナ禍前までは、年に2、3回程度、新聞折込などで相談会、販売、アフターケアなどの周知を漁村センターで実施していましたが、コロナ後は、購入者に直接案内していること。また、新規購入者につきましては、毎月、江差町にメンテナンスに訪れ、購入後のかけ心地や複数回の調整が必要な方のアフターケアなどを実施していると聞いております。

次に小野寺議員の2点目の支援法に該当しない難聴者への支援をとということ。不幸ゼロのまち実現に、加齢による難聴の生活困難者ゼロを加えていただきたいとのご質問でございます。

令和元年12月定例会では、難聴対策としての補聴器購入費助成に関するご質問をいただき、補聴器が医療機器であることなどから早急な制度設計は困難であるご答弁させていただきました。

高齢者の聴覚障害の進行に関しては、聞こえにくいことがコミュニケーションの妨げとなり、孤立や不安といった心理的、情緒的にも影響を与え、社会との交流が減少してしまう等、認知症の要因にもなると認識しています。

町の第8期江差町高齢者福祉計画では、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進を目指しており、町独自の購入費用助成という形では無く、地域包括では、聞こえが悪いことで生活に支障があると相談があった場合、また、そのような状況にある高齢者がいた場合、それぞれのケースに応じて、医療機関への受診につなげることや適切な機関へつなげる

など、高齢者に寄り添った支援をすることを進めておりますのでご理解願いたいと思います。

次に3点目のヒアリンググループの設置のご質問でございます。

現在販売されている補聴器には、ヒアリンググループの信号を受信することができる機能が備わっている補聴器もあり、ヒアリンググループを設置することで、今までは、周囲の音やマイクの反響などにより聞こえづらい環境から、直接、補聴器にマイクの音などを届けることができ、クリアに聞こえることができるものになっております。

磁気ループと言われるヒアリンググループの設置についてですが、施設の規模、大きさ、人数により異なることや敷設型、携帯型といったタイプもあり、具体的な金額の算出までには至っておりませんが、どんな場面で活用が必要かということを見定めるとともに、函館難聴者協会などで、ヒアリンググループを貸し出ししているとの情報もありますので、借りることができる場合は、聞こえ具合の確認やヒアリンググループの信号を受信するための補聴器のボタン操作など、どのような音声状況になるのかを確認する意味で、試験的な実施を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

最後は、最後のヒアリンググループについては、実験的な部分でやってみたいと。

この点については、一定程度、半歩、4分の1歩くらいは前進かなと思うんですが、後はですね、とてもでないけども、これ町長の答弁かと。あまりにも冷たい。

法律に適用している人が今、11人。

これって実際手帳を持ってて、手帳を持ってるのが全部11人なのか、手帳はあるけども結果的に11人なのか分かりませんが。

やっぱりね、法律の基準があまりにもハードルが高い。

たった11人で、ましてや町の支援の事を聞きました。

答弁を聞いて本当にびっくりですね。

江差町としては、結果、結果なにかあったら、え、なに、地域包括だかなんだかで対処していきます。せめて早期発見とかですよ、江差町として頑張って、そしたらなんか少しでも事前につかんで、そして補聴器までつなげていくとか、そういう手立ても含めて、できないんでしょうかね。

検討の余地がないんですかね。

それでちょっと、これ町長に聞いても仕方ないので、担当者、実態つかんでいない、この2年間結局何もやっていなかったということなんです、私の質問なんだったのか

など本当に今ね、もう自分自身が情けないと思っているんですが。

ところで、これどこでしょう、高齢あんしん課かな、私の再質問。

第8期介護保険高齢者福祉計画を作る時に、あれは全部じゃなくて抽出でしょうかね。アンケートを取ります。あの中に事実上聞こえのことについてどの程度把握するようなアンケートがあったのかどうか。

策定された本、冊子にはちょっと分からないんですよね。

でも、アンケートそのものでは、もしかしたらあったのか、ちょっと分かんないんですが、教えてもらいたい。

万が一、無いのであれば、致し方ないので、第9期の時にね、町独自でも、たしか他の自治体でやってるところありましたね。

かなり具体的に、耳の聞こえがどうなのかということのを浮き彫りになるようなアンケートを取ると、そういうことってできないのか。まあ今まであったとしたら、それちょっと教えてほしい。

それから、ちょっとついでに。これも高齢あんしん課になるんでしょうか。

考えてみたら、介護保険の申請、新規申請で、更新でもいいんでしょうかね。

あれって、結果的に生活の色んな困難性が浮き彫りになるような状態の人が多いと思うんですが、その時に、耳の聞こえということが具体的に、あらあなた耳の悪いのねとかなんとかってそういうふうに、ある程度押さえるということにはなっていないのかどうか。そこからある程度の数字って出てこないものなのか。

いずれにしてもね、先ほどの町長の答弁については要するに分からない。放置してるようなものですよ。

そこをちょっと教えて下さい。

ついでに、もうね、思い立ったからちょっと聞きますよ。

これ健康推進課なのかな。特定健診に、課長ごめんなさい、ね。

特定健診に難聴とかなんとかが加えることできないんですか

残念ながら特定健診には難聴ってないですよ、難聴健診。

これを町で、任意で調べるとか。

いずれにしても、沢山の人がね、残念ながら検査もできない。我慢する。もう仕方がない。結果的にそれが認知症だとか引きこもりだとか、いろんなところに結果的になるんですよ。

結果的に介護保険料は高くなるんじゃないんですか。

はやり可能な限り、町として、いわば介護予防といいますか、健康づくりといいますか、やれることなんぼでもあると思うんですが、どうでしょうか。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

今の小野寺議員の方からのご質問で、まず一つ目が、第8期介護保険計画の調査の中にあっただか、一つ目。

もう一つが、介護保険申請時に浮き彫りになるのではないのかという2点だったかと思うんですが、お答えさせて頂きたいと思います。

第8期計画の策定時には、計画策定の時に身体の状態とかというのは、介護申請時でも使っている基本チェックリストの項目が基本科目になっております。

で、その中に、特に聴力とか補聴器の使用というところまで掘り下げた項目は入ってないです。

そういうふうな状況の中で、その部分というのは、町独自で項目を追加することは可能だというふうになってる部分ですから、第9期の計画を策定をする際には、様々な項目があるんですが、聴取をして、この聞き方も含めてですね、検討を、議論をさせて頂きたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

で、介護保険の新規申請で浮き彫りになるのではないかというご質問なんですが、ご質問のとおり、介護保険の申請の時に認定調査といって、各家庭の本人のところに行くんですが、第1群、要は身体機能とか座っていられるかとかという動作を調査する項目あります。その中には聴力含まれています、間違いなく。それは4段階で聞こえの度合いがあって、最後ものを聞いていることの理解ができるかどうかというところまで入っていく調査ですから、個々にはどのような状況であるかというのは、その段階で十分把握をすることができますので、浮彫りにというご試問の部分でいきますと、そういうところで適切、判断したうえで、それぞれのサービスに繋げるといふ、そういう対応をしているとご理解頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

小野寺議員からの早期発見という視点での質問かと思います。

で、まず特定健診に新たに聴覚検査を加えることができないかということなんですが、加えることは、単費で行うということは可能だと思います。

ただ、今江差町が業者に委託、健診の委託をしている業者がそれを受け入れて頂けるかというか、その確認は必要になってくるかなということと。

あと、特定健診という形であれば、国保の方のみになるということも視野に入れていかないと、議員がおっしゃるその全体的なところというのは、なかなか難しいところもあるのかなというふうには、今思っております。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと時間が無いので、ちょっと意見に留めますがね。

要するに高齢あんしん課だって、やろうと思ったらそこに繋げる手段だってある。

だけど実際繋がってませんよね。

是非ね、実態把握とそれからその結果浮き彫りになるであろう方々の対処、それは町長の決断しかないと思うのですが、国がやらないんであったらせめて江差町としてもこれまでやると、是非決断して頂きたいと思います。

要望に留めて、最後にいきます。

教育委員会になりますが、表題が小中学校にスクールカウンセラーの配置をということであります。

私、議員で20年、30年近くですか。子どもの色んな相談を受けてまいりました。いじめの問題、不登校の問題。

で、結果的には、やはり今の学校の職員の体制がなかなかとれない。相談体制がとれない。学校、教育委員会との連携等、色んなことが、私はあったかなと思ってるんです。

それで、改めて現在の色んな困難抱えているのではないかな。そういう中で、どうなっているかということについて、お聞きしたいと思います。

それで、実はスクールカウンセラーですが、子どもの抱える様々な問題、先ほどいったいじめだとか不登校だとか、色々あります。

その解決のために、1997年度からというのはあってるでしょうかね。もし違ったら教えて頂きたい。文科省の事業として心理専門家、スクールカウンセラーの学校配置が位置付けられております。といっても、常設ではないんですね。大変不十分な中なんです。

で、それで、江差町も小学校中学校、不登校、いじめ、大きいことから小さいことから、もう様々な課題が今も直面していると思います。

これらは、文科省の色んな通達等々と、今の到達点を見れば、やはり早くその状況を見つけて、早く対処する。それも専門的な立場から対処する。そういうことが今言われております。

そういう意味で、スクールカウンセラーの位置付けというのは大変重要なものになっております。

先ほど言いました、常備というか常設ではないんです。

それで、本当に私もみてて困ったなと思ってるんですけども、そういう専門的な機関



とかですね、北海道とか色んなところから、常設は予算的に難しいとしても、何かあれば、本当にそういう事例に定期的に、集中的に対処のために派遣してもらおうとか。そういうことでもない限り、とてもでないけれども、今あるであろう江差町の小学校中学校の色んな難題、課題。とてもでないけど対処できない、と私は見ております。

その点について、ご見解を伺いたいと思います。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

小野寺議員のスクールカウンセラーの学校配置に関するご質問にお答えいたします。

現在、当町では北海道公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、毎月、中学校区ごとにスクールカウンセラー各1名の派遣を受けております。

当カウンセラーは、臨床心理士資格を有する者1名と、児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者1名となっており、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助等の職務を担うものとされております。

また、心理、福祉等の専門家で北海道教育委員会から任命されている北海道教育相談スーパーバイザー制度を活用し、学校、教職員等及び児童生徒、保護者に対し、通信技術を通じ、双方向かつリアルタイムで教育相談等を行う取り組みを行っております。

以上のように、当町では心理の専門家を常備できていないことから、定期的に北海道教育委員会のスクールカウンセラー事業等を活用している状況となっております。

今後、町教育委員会としましては、複雑、多様化する不登校やいじめなどの教育課題に対し、心理に関する専門的有資格者を確保することも課題と捉えておりますが、現状においては、北海道教育委員会のスクールカウンセラー事業の積極的な活用や、教育局などの関係団体との連携など、各種取り組みを通じ、困難案件に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

これは町長、町長も、今の法体系からいえば教育委員会と連携を取りながら、予算等措置できるというのもあります。

それで、これは確かに人材がいるか、臨床福祉士、そういう専門家が地域にいるか。あと予算。色々あるかもしれませんが。

檜山管内でも、江差と同じくらいの人口規模、予算規模で、町で、町単独でその専門

家、臨床福祉士の人を配置して複雑な案件に、きめ細かく対応していると。

ですから、あとは人を見つけるか。予算を付けるか。

まだまだこれからますますこういう困難なケースはあると思います。

子どもの1日は我々の、もう比較できないくらいの大事な1日。それが半年も1年も状況が何も変わらないで放置されているということが、あってはならない。

可能な限り対処するということでは、私、これ、教育長と町長、全力を尽くしてその対応について、もちろん専門家を置けばそれ全部解決するとは言いませんが、大きな解決の糸口になるのははっきりしている。

これは是非、町長教育長、特に予算、人を見つけるということは町長も含めて、全力で尽くして頂きたいと思いますが、その点についてご回答を頂きたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

ええと、スクールカウンセラーの配置につきましてはですね、教育委員会としてもただ今大きな課題と捉えているということは、今申し上げました。

本当にスクールカウンセラーにつきましてはですね、誰でも良いというふうにはいきません。本当に経験が豊富で、かつ有資格者等の人材確保というのが、現状では難しい状況であることは事実であります。

現在、道教委が実施しているスクールカウンセラーの派遣、これについてはですね、この拡充についてはですね、道教委へですね、今まで要望しておりますし、これからもですね、強く要望してまいりたいと思いますし、また、スーパーバイザー制度を含めてですね、スクールカウンセラー制度につきましては、学校としても保護者の方にも周知していますが、より丁寧な周知を図るなど、合わせてですね、相談事案も複雑なケースもございますので、安心して相談できるような、そういった体制もですね、体制作りにもですね、意を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)

はい、いいですね。

はい、町長。

「町長」

今、予算の関係等もあり、教育部局ではなく、我々町長部局として私に質問を頂いたのかなというふうに思います。

今年、教育大綱、私の名前で改正をさせて頂きました。

その1番の目標は、江差町に住む子ども達の誰一人取り残さない、その教育方針に基づいて、この間教育行政、教育部局とも連携しながら取り進めているつもりでございます。

旭川の悲しい事件、事故、なんというか、事案。こんなものを江差町で絶対発生させてはいけないし、そういう子ども達にどう寄り添って、向き合って、教育行政を考えていくのか、人口減少の中で子ども達の数は減りますけれども、だからこそ、目も届き、そして大事にこの地域でみんな育てる環境を作っていく必要があるのかなというふうに思います。

そういう中でいじめや不登校、そういった問題をどう解決していくのか、しっかり教育行政の中で向き合って、必要な予算化というのは積極的に前向きに今後考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問は終わります。

小野寺議員、質問だけをして下さい。

1時間あるからって1時間たっぷり使わなくてもね、やっぱりしゃべりきらなかったかもしれないけども、質問だけでおさえて頂きたいというふうに思います。

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。